

糸魚川市公共施設照明設備 L E D 化事業 賃貸借仕様書

1 事業名称

糸魚川市公共施設照明設備 L E D 化事業（以下「本事業」という。）

2 事業内容

（1） L E D 照明器具仕様

① 構造・規格等

- （ア） 取り付ける照明器具、ランプ及び付属部品等は新品であること。
- （イ） ランプのみを L E D ランプに交換する方法（ランプのみ更新）の場合は、電気配線を安定器から取り外すことを絶対条件とするが、安定器については安全性等を考慮し、必要に応じて照明器具から安定器を取り外すこととする。
- （ウ） 既存照明器具に調光・調色の機能がある場合は、原則として既存照明器具の設備（壁面のレバーや操作盤等）の全部または一部を適切に更新したうえで流用すること。ただし、発注者との協議により、別の方法への変更も可能とする。流用しない場合は、既存照明器具の設備（壁面のレバーや操作盤等）は撤去し、意匠を考慮して塗装等を施したカバープレートを設置すること。
- （エ） 交換するランプ・照明器具は原則既存照明と同等形状、同等構造のものとすること。
- （オ） 使用する照明器具は J I L 5 0 0 4 「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。
- （カ） I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1 の認証取得工場で製造していること。
- （キ） 電気用品安全法（P S E）に適合していること。
- （ク） 本事業に関連する J I S（日本産業規格）、J I L・J E L・J L M A（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- （ケ） ソケット（接触不良、割れ、バネ不良等）、電線及びその他の部品等の既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換又は補強及び落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
- （コ） 既存器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても設置し、落下防止措置を施すこと。

② 性能等

- (ア) LEDモジュールの寿命は40,000時間以上の器具とすること。
- (イ) 外部に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (ウ) 既存照明の照度と同等とすること。
- (エ) 色温度及び平均演色評価数(Ra)は既存の照明器具と同等とすること。

③ その他

- (ア) 既にLED照明器具が設置されている箇所は本事業の対象外とする。また、消防法令上の誘導灯等についても本事業の対象外とし、LED照明器具に更新しない。

(2) LED照明器具設置工事

① 期間

LED照明器具設置工事（以下「工事」という。）に係る期間は、本事業の契約締結日から令和8年3月31日までとし、発注者の検査完了までを含めるものとする。なお、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、発注者と受注者の協議により決定することとする。

② 施工

- (ア) 受注者の責任のもと、必要な資格を有する者を選定のうえ施工すること。
- (イ) 工事着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。
- (ウ) 受注者は、業務着手時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、工事着手前に、発注者と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を報告すること。
- (エ) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (オ) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (カ) 工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に参加し、証書の写しを提出するものとする。

- (キ) 施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
- (ク) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (ケ) 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (コ) 既設照明器具撤去に伴い、天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行うこと。
- (サ) 発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成し、照明器具の配置変更が必要な場合は、発注者と協議すること。
- (シ) 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- (ス) 設置する照明器具について、賃貸借備品であることがわかるよう賃貸借期間を記入した表示をすること。具体的な表示内容については別途協議とする。
- (セ) 作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
- (ソ) 施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。
- (タ) 照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を発注者に報告すること。なお、測定位置については事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
- (チ) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関連法令を遵守し、受注者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。
- (ツ) P C Bを含む安定器等があった場合、取り外すものとし、完成図書にて報告すること。
- (テ) アスベスト含有のおそれがある器具、設備を施工する必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、器具交換が必要な箇所であったとしてもランプ交換とする。その際、施工箇所については、完成図書で報告すること。
- (ト) 現状、点灯を間引きしている照明器具については、原則、このLED化事業の対象とする。

- (ナ) 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。

(3) 賃貸借業務

① 賃貸借業務に含まれる内容

- (ア) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ) LED照明器具更新に係る作業費
- (ウ) 既存器具等の処分費用
- (エ) 賃貸借金利
- (オ) 保険費用
- (カ) 維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）

② 賃貸借期間

全ての対象施設について、令和8年4月1日より10年間（120か月）の賃貸借を開始するものとする。

③ 維持管理業務

LED照明器具（以下「LED」という。）の設置後から賃貸借期間終了までの間、LEDが正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- (ア) LED設置後から賃貸借期間終了までの間、LED不点灯及び照度低下（設置後40,000時間以内に設置後照度測定の平均照度の70%未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- (イ) 受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。
- (ウ) 受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者及び各施設に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差替えを届け出ること。
- (エ) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。

- (オ) 前項(エ)にあたり、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。
- (カ) 設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

3 検査

- (1) 取替工事の完了した施設は、速やかに「6 提出書類一覧」に示す書類を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 足場（脚立足場を除く。）を使用して取替工事を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- (3) 検査は受注者の立会いのもと行うものとする。
- (4) 検査で是正指示があった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。

4 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

5 その他特記事項

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用（無償）を認めること。
- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。
- (4) 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律および本事業に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。
- (5) 受注者は、賃貸借契約期間の開始後、年度ごとに1回、当該年度分の賃借料を発注者に請求する。その際、請求内訳書※を添付すること。

※ 対象の14施設ごとに月額賃貸借料及び1年分（4月から翌年3月まで）賃貸借料を記載したもの。

6 提出書類一覧

次に掲げる書類 2 部及びデータ一式 (CD-R) で期日までに発注者に提出すること。

期 日	提出 書類	内 容	備 考
施 工 前	施 工 計 画 書	① 実施工程表	
		② 施工体系図	
		③ 緊急体制及び連絡先	
		④ 仮設計画	搬入ルート、工事区画、資材置き場等を記載すること
		⑤ 現場代理人等通知書	監理技術者又は主任技術者の資格者証の写し及び経歴書を添付すること
施 工 後	完 成 図 書	① L E D照明器具配置図	
		② L E D照明器具設置前後の写真	
		③ L E D照明器具一覧	
		④ 照度測定結果一覧	部屋ごとに記載すること
		⑤ 絶縁抵抗・導通試験結果一覧	
		⑥ L E D照明器具仕様書	
		⑦ 産業廃棄物処理管理票	
		⑧ 維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	
		⑨ P C B及びアスベスト含有に関する報告書	